



Title	大阪大学経済学 66巻1号 表紙
Author(s)	
Citation	大阪大学経済学. 2016, 66(1), p. none
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57209
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪大学経済学

第66卷 第1号

2016年6月

OSAKA
ECONOMIC
PAPERS

大阪大学経済学会
大阪大学大学院経済学研究科
大阪府豊中市待兼山町

大阪大学経済学

(欧文誌名 Osaka Economic Papers)

本誌は大阪大学経済学会・大阪大学大学院経済学研究科の紀要として年4回、邦文ならびに欧文の論稿によって刊行される。

本誌の編集は、大阪大学経済学会によって選ばれた編集委員3名により行われる。編集委員は寄稿された研究成果を選定し、論文・覚書・資料および書評に類別して本誌を編集する。

大阪大学大学院経済学研究科に所属する研究者はその研究成果を本誌に寄稿することができる。なお、大阪大学大学院経済学研究科に所属しない研究者による研究成果も、大阪大学大学院経済学研究科における研究と密接な関係にあるものについては寄稿することができる。

なお、寄稿する際は「大阪大学経済学会」会員として、年会費¥4,000を納入する必要がある。

大阪大学経済学会会則

- 第1条 本会は大阪大学経済学会と称する。
- 第2条 本会は経済学、経営学の研究と発表を目的とする。
- 第3条 本会の事務所を大阪大学大学院経済学研究科資料室に置く。
- 第4条 本会は下記の事業を行う。
1. 雑誌「大阪大学経済学」の発行（年4回）
 2. 研究会及び講演会の開催（随時）
 3. その他、評議員会で適当と認めた事業
- 第5条 本会は下記の会員を以て組織する。
1. 普通会員（大阪大学大学院経済学研究科の教員、大阪大学の院生・学生・卒業生及び評議員会の承認を得た者）
 2. 賛助会員（本会の事業を賛助する者）
- 第6条 会員は本会の諸事業に参加できる。
- 第7条 本会に下記の役員を置く。役員の任期は2年とする。
1. 会長（大阪大学大学院経済学研究科長を以ってこれに充てる）
 2. 評議員（大阪大学大学院経済学研究科の教授・准教授・講師を以ってこれに充てる）
 3. 雑誌編集・庶務・会計の委員若干名（評議員中より互選する）
 4. 書記若干名（助手から互選する）
- 第8条 本会の運営はすべて評議員会の決議による。
- 第9条 会長は本会を代表する。
- 第10条
1. 普通会員は会費として年額4,000円を納入するものとする。
 2. 賛助会員は会費として年額10,000円以上を納入するものとする。
- 第11条 本会則の変更は評議員会の決議による。

大阪大学経済学会評議員

会長 堂目卓生

評議員 (ABC順)

阿部 顕三	鳩澤 歩	堂目卓生	深尾 葉子
福重 元嗣	福田 祐一	二神 孝一 (庶務)	廣田 誠
石黒 真吾	祝 迫 達郎 (会計)	勝 又 壮太郎 (会計)	葛 城 政明
小林 敏男	松 村 真宏	村 宮 克彦	中 川 功一
西原 理 (編集)	西 村 幸浩	大 西 匡光	太 田 亘
恩 地 一樹	小 野 哲生	大 屋 幸輔	Pierre-Yves Donzé (編集)
佐 井 りさ	佐々木 勝	関 口 倫紀	椎 葉 淳
高橋 慎	竹 内 恵行	谷 崎 久志	友 部 謙一
浦 井 憲	白 井 正樹	渡 辺 泰明	Wirawan Dony Dahana
許 衛 東	山 本 千映	山 本 和博 (編集)	山 本 達司
安 田 洋祐			